

居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) 集団指導

八潮市こども家庭部保育幼稚園課

令和 8 年度



集団指導実施の根拠

- ▶ 児童福祉法第59条第1項に基づく認可外保育施設に対する指導監督の一環として実施します。
- ▶ 認可外の居宅訪問型保育事業者（児童福祉法第6条の3第11項規定）については、立入調査に代えて講習等の方法による集団指導を行います。

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日
こ成保発第206号こども家庭庁成育局長通知）

集団指導として、「講習指導」・「書面指導」を受講していただきます。

集団指導の内容

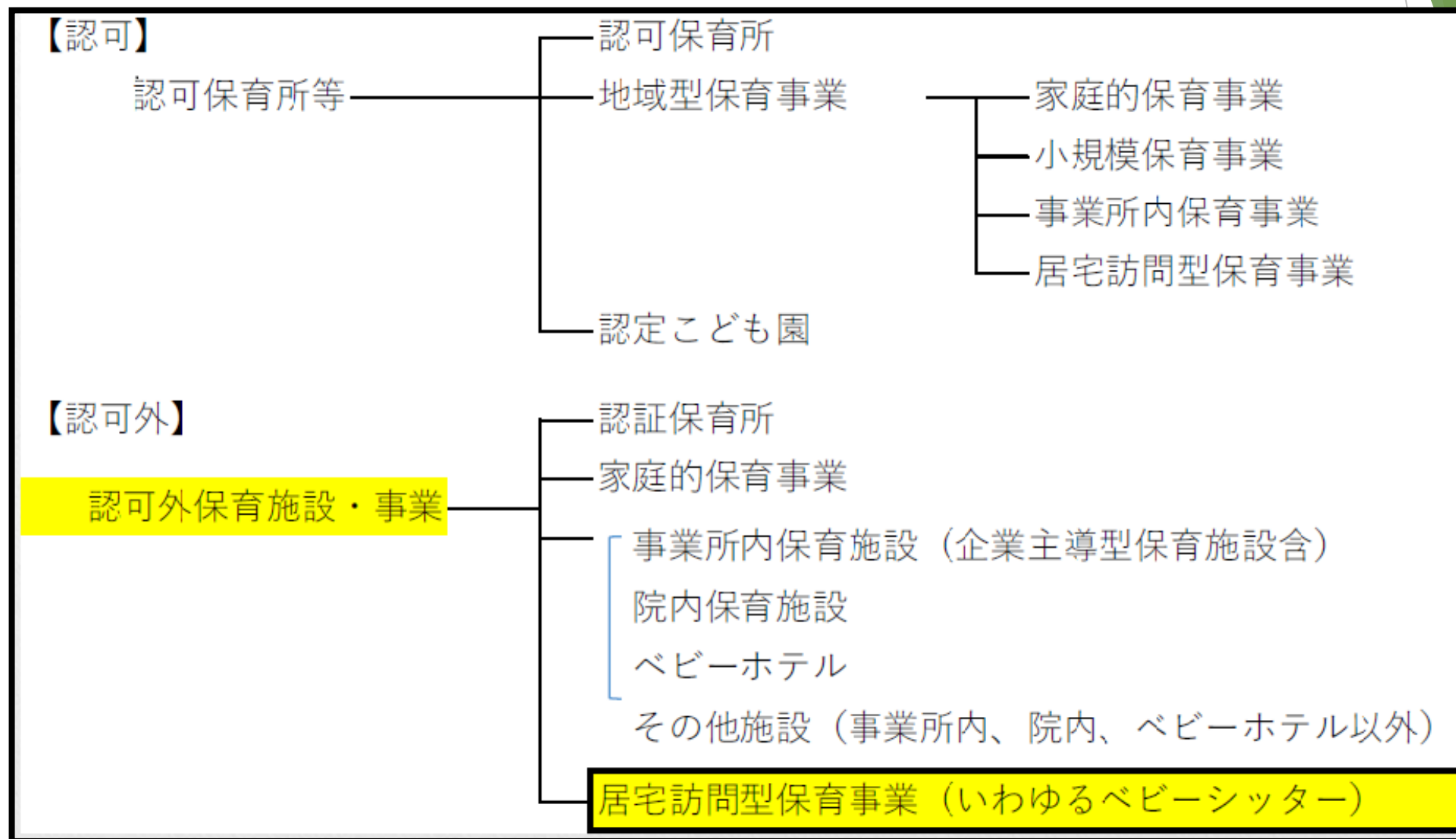
第1章 認可外保育施設の制度について

第2章 認可外保育施設指導監督基準について

第3章 児童福祉法の改正について

第1章 認可外保育施設の制度について

①認可外保育施設とは



②立入調査の流れ

①設置届（変更届）、運営状況報告書等により施設の状況把握



②実施通知の送付



③立入調査の実施（居宅訪問型保育事業者については集団指導）



④調査結果の通知



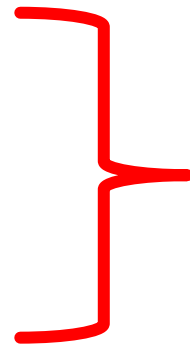
⑤改善報告書の提出



⑥改善結果の確認・指導等



⑦認可外施設基準を満たしている旨の証明（無償化対象施設となる）



改善されない場合



③報告について

◎定期報告（運営状況報告）

毎年9月1日時点の運営状況を9月末までに報告

●報告先⇒八潮市保育幼稚園課

◎臨時報告（特別報告）

施設で重大な事故（死亡、重傷事故、食中毒など）が発生した場合に報告

（治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等）

※上記に関わらず、**緊急搬送を伴うもの**は報告してください

●報告先⇒八潮市保育幼稚園課

第2章 認可外保育施設指導監督 基準について

①指導基準項目

- ① 保育に従事する者の数及び資格
- 2 保育施設等の構造設備及び面積
- ③ 非常災害に対する措置
- 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- ⑤ 保育内容
- ⑥ 給食
- ⑦ 健康管理・安全確保
- ⑧ 利用者への情報提供
- 9 備える帳簿
- 10 設置者の経営姿勢

○ が居宅訪問型保育事業に関する項目です。

指導基準①

保育に従事する者の数及び資格

1 原則、保育に従事する者 1 人に対し乳幼児 1 人の保育です。

- ▶ 例外として、当該乳幼児が、その兄弟姉妹と一緒に利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において複数名での保育に同意しているときには、これを適用しないことができます。

2 保育に従事する者は以下のいずれかを満たす必要があります。

- ▶ 保育士資格を有する者
- ▶ 看護師（准看護師）資格を有する者
- ▶ 子育て支援員研修等を修了している者

3 保育士でないものの名称について

- ▶ 保育士でないものを、保育士等の紛らわしい名称で使用してはいけません。

指導基準③

非常災害に対する措置

1 防災上の必要な措置を講じてください。

- ▶ 火災、地震の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認を含む）についてあらかじめ検討し、避難訓練等を実施することが必要です。
- ▶ 事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をするなどの、非常災害発生時を想定してください。

参考資料名
保育施設のための防災ハンドブック
防災訓練用対応ケース集



指導基準⑤ー 1

保育内容

1 保育所保育指針を参考に、以下の事項について理解し、 適切な保育を実施してください。

- ☐ 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育が行われていますか。
- ☐ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮をしていますか。
- ☐ 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されていますか。
- ☐ 乳幼児に対し、漫然とテレビを見せ続けるなど、子どもへの関りが少ない「放任的」な保育になっていませんか。

指導基準⑤ー 2

保育内容

2 保育に従事する者の人間性と専門性を図ってください。

- ▶ 保育所保育指針を理解する機会などを設けてください。
- ▶ 年に一度は研修の受講をお願いします。

3 乳幼児の人権に対し十分な配慮をしてください。

- ▶ 乳幼児に身体的及び精神的苦痛等を与えたり、人格を咎めたりしてはいけません。

4 児童相談所等の専門的機関との連携を図ってください。

相談機関はP25参照。

5 保護者との密接な連絡及び緊急時の連絡体制を整えてください。

- ▶ 連絡帳等を活用して、**保護者⇒家庭での様子** **保育者⇒保育中の様子**を共有してください。また、保護者の緊急連絡先、かかりつけ医を把握してください。

指導基準⑥ー 1

給食（食事を提供する場合）

保護者と連携し年齢や発達、健康状態（アレルギー等含む）に配慮した食事の提供を意識してください。

- ▶ 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われていますか。
- ▶ アレルギーを有する子どもの保育にあたっては、保護者と連携し、**医師の診断及び指示書※**に基づき、適切な対応を行ってください。

※「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を用いることが原則です。（保険適用となります） ※こども家庭庁HP参照

指導基準⑥ー2

給食（食事を提供する場合）

食事中の事故防止策の例

- 過去に誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥等を引き起こす可能性について保護者に説明し、極力使用しないようにしていますか。
- 子どもの食事に関する情報（発達状況等）を把握していますか。
- 食事の前に、当日の子どもの健康状態を確認していますか。
- 子どもの意思に合ったタイミングで食事を与えていますか。
- 口の中に食べ物が残っていないか確認していますか。
- 1回で多くの量を与えないようにしていますか。
- 汁物など水分を適切に与えていますか。
- 食事中に眠くなっていないか注意していますか。
- 食事中は子どものそばから離れないようにしていますか。

指導基準⑦ー 1

健康管理・安全確保

- 1 乳幼児 1 人 1 人の健康状態を観察してください。
(体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等)
- 2 職員の健康診断や実情に応じた検便の実施をしてください。
(採用時の健康診断、年 1 回の健康診断を受けることが必要です)
- 3 感染予防のための対策を行ってください。
- 4 乳幼児突然死症候群 (SIDS) への注意を払ってください。**

指導基準⑦ー2 健康管理・安全確保

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは

定義

それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として1歳未満の児に突然の死をもたらした症候群。

疾患概念

主として睡眠中に発症し、日本での発症頻度はおおよそ出生6,000～7,000人に1人と推定され、生後2ヵ月から6ヵ月に多く、稀には1歳以上で発症することがある。

防止するためには...

- ▶ 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいに明るさを保つ。
- ▶ 乳幼児のそばを離れない。
- ▶ 乳児を寝かせるときは、仰向け寝を徹底する。
- ▶ 保育室内の禁煙を徹底する。
- ▶ 厚着をさせすぎない、暖房を効かせ過ぎない。

指導基準⑦—3 健康管理・安全確保

睡眠時チェックについて

- ▶ 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましいです。
- ▶ 預かり始めの時期は特に注意してチェックしてください。
- ▶ 子どもの寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温、部屋の湿度等）を記録しましょう。

(参考例：八潮市公立保育所)

[illegible]

指導基準⑦ー3 健康管理・安全確保

安全計画の作成について①

認可外保育施設指導監督基準改正（令和5年4月1日より施行）

保育所、地域型保育事業所（保育所等）については、安全に関する事項についての計画（安全計画）を各施設において策定することを義務付ける旨が規定されたこと等を受け、ベビーシッターも含め、認可外保育施設についても安全計画に係る取扱いについて規定することとなりました。

指導基準⑦ー3

健康管理・安全確保

安全計画の作成について②

- ▶ 安全計画を策定し、当該計画に従い児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。
- ▶ 安全計画に定める訓練や研修の受講を定期的に行っているか。
(救急救命の実技講習、119番通報、避難訓練等)
- ▶ 保護者に対して安全計画に基づく取組の内容について周知しているか。

事故発生時の対応について

救急搬送要請または提携医療機関への受診

⇒ 事故発生時の記録および八潮市への報告

指導基準⑧ー 1

利用者への情報提供

ここdeサーチへの
掲載も必須です。

1 施設及びサービスに関する内容を提示してください。（14項目）

- ①設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ②施設の名称及び所在地
- ③事業を開始した年月日
- ④開所している時間
- ⑤提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額
- ⑥利用定員
- ⑦保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ⑧職員の研修受講状況
- ⑨保険加入状況
- ⑩提携している医療機関名、所在地及び連携内容
- ⑪緊急時等における対応方法
- ⑫非常災害対策
- ⑬虐待防止のための措置に関する事項
- ⑭設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

第3章 児童福祉法の改正について

児童福祉法等の一部改正

- 1. 保育士・保育所支援センターの法定化（令和7年10月1日施行）**
潜在保育士の復職支援等を行うための体制整備
- 2. 保育の体制の整備に係る特例の一般制度化（令和7年10月1日施行）**
国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、特定の都道府県または指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる
- 3. 3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の創設（令和8年4月1日施行）**
- 4. 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について（令和7年10月1日施行）**

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

背景

保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある



内容

児童福祉法等を改正し、下記の規定を設ける。

- ◆虐待を受けたと思われる児童を発見した者の**通報義務**
- ◆都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ◆都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- ◆都道府県による虐待の状況等の公表
- ◆国による調査研究

対象施設：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、**家庭的保育事業**、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業 等

専門機関等の連携について

連絡先

八潮市	こども家庭支援課	048-934-7004
	保育幼稚園課	048-996-2792
草加児童相談所		048-920-4152

※市役所の開庁時間外は草加児童相談所へ通報してください。

(参考)

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いちはやく)

★24時間・365日つながります★



児童虐待とは・・・

- 身体的虐待** 打、蹴、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 心理的虐待** 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など